

氏名	清沢 紫織
学位の種類	博士（言語学）
学位記番号	博 甲 第 8408 号
学位授与年月日	平成 29年 12月 31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	ベラルーシ共和国における言語状況及び言語政策に関する総合的研究

主査	筑波大学 教授 博士（文学）	白山 利信
副査	筑波大学 教授 Ph.D.（言語学）	池田 潤
副査	筑波大学 准教授 文学博士	金 仁和
副査	筑波大学 助教 博士（文学）	池田 晋
副査	筑波大学 教授 博士（言語学）	小野 正樹

論文の要旨

本論文は、ベラルーシ共和国における言語状況と言語政策の実状について、ベラルーシ語の使用状況に係る通時的、共時的な側面から、さらには地位計画、実体計画、普及計画といった言語政策的な観点から総合的に検討・考察するものである。地位計画とは、特定の言語への法的地位の付与等を通じてその言語の社会的な機能を調整する政策である。実態計画とは、特定の言語の正書法、規範文法、専門語彙等の整備によって当該言語の形式を調整する政策である。普及計画とは、教育制度等を通じた特定の言語の普及に関する政策である。

旧ソ連圏の多くの共和国は、1991年のソ連崩壊と独立以降、体制移行期における国家建設の過程で基幹民族語の社会的地位と機能を政策的に強化し、社会全体の脱ロシア語化と基幹民族語の普及を着実に進めている。しかし、ベラルーシ共和国の事例は、こうした旧ソ連構成共和国全体の脱ロシア語化の流れの中で、ソ連崩壊以降もロシア語の優位さが例外的に顕著であり、かつ基幹民族語であるベラルーシ語の復興及び普及が困難を抱えている事例として知られている。本論文では、今日のベラルーシ共和国において基幹民族語であるベラルーシ語がなぜベラルーシ社会に浸透・普及していかないのかという点を問題意識の中心に据えて、次の5つの研究課題を設定している。すなわち、①ベラルーシ地域における言語状況及び言語政策は、どのような歴史の変遷を経て今日の状況に至ったのか、②現代ベラルーシにおいてベラルーシ語は、国民と社会の両側面においてどの程度普及しているのか、③ベラルーシにおける言語の法的地位は、いかなる言語に、どのように付与され、どのような意義をもっているのか、またベラルーシ語の国家語という法的地位は、なぜベラルーシ語の実質的な普及と結びついていないのか、④現代ベラルーシ語はどのようにして標準化を達成していったのか、また標準化のプロセスで生じた、標準ベラルーシ語規範の分裂の問題がベラルーシ語の普及にどのような影響を及ぼしているのか、⑤現代ベラルーシの言語教育における国民の権利及び国家の義務と、各教育段階での実際の言語使用はどのような状況にあるのか、またベラルーシ語の世代間継承について人々はどのような意識を持

っているのか、という研究課題である。

本論文は、序章と終章を含む全7章で構成されている。序章では、本研究の背景を説明し、先行研究について検討している。さらにそれを踏まえた上で、本論文の具体的な研究課題とその研究方法を提示している。

第1章では、ベラルーシ地域における言語状況及び言語政策の歴史的展開について、政治支配状況の変遷が言語状況にどう影響したのかを中心に論じる。特に第3章以降で詳細に検討する20世紀以降の状況の議論の基礎として、19世紀末までの状況を概説している。ベラルーシ地域では、13～16世紀半ばまでのリトアニア大公国期にルテニア語（古標準ベラルーシ語）という独自の書き言葉を発展させたこと、しかし、ルテニア語が単線的に今日の現代標準ベラルーシ語に発展することではなく、ベラルーシ地域はその後の政治支配史に翻弄され、実質的にポーランド支配下にあった「共和国」期には社会の上層を中心にポーランド語が普及し、続く帝政ロシア期にはロシア語の普及が進んだこと、そのために、ベラルーシ語は19世紀までは専ら一般民衆の話言葉として発展するに留まったことを説明している。

第2章では、統計資料に基づいて現代ベラルーシ社会におけるベラルーシ語の普及の実態を国民と社会の両側面から明らかにする。特に顕著な特徴としてみられたのは、まずベラルーシ国民は、ベラルーシ語を「母語」とみなしつつも、ロシア語を日常使用言語にするという、「母語」と日常使用言語の乖離が著しい点である。また地域別の言語状況に関しては、州別の状況には大きな差が見られない一方で、都市部と農村部に関しては、都市部がロシア語優勢地域、農村部がベラルーシ語あるいはトラジャンカ（ベラルーシ語とロシア語の混成語）の優勢地域というコントラストが顕著である点、さらに民族別の言語状況については、特にポーランド人がベラルーシ語に言語的に同化している点を指摘している。

第3章では、地位計画に関わる問題として、ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐる問題を中心に論じる。法律文書の分析から、1990年から正式にベラルーシ語に付与された「国家語」という地位は元々象徴的なものであったこと、そして、1995年のロシア語の国家語化を経て、現在のベラルーシ語の「国家語」としての地位は極度に形骸化している実態を明らかにしている。また、ベラルーシ語を法的に保護することの困難さの背景には、文化財としてのベラルーシ語の保護の問題とロシア語の使用を望む話者の言語権の保護の問題との恒常的な緊張関係があることを指摘している。

第4章では、実体計画に関わる問題として、現代ベラルーシ語に見られる標準語規範の分裂をめぐる問題を中心に検討する。今日現代標準ベラルーシ語に生じている「公式規範」と「タラシケヴィチ規範」への分裂は、標準ベラルーシ語が1)自発的発展の段階、2)政策的発展の段階、3)分裂的発展の段階、4)競合的発展の段階、5)強制的統合の段階という5つの段階を経る中で生じ発展していったことを明らかにしている。そして、分裂した規範は、現在ベラルーシ国内で競合と対立の関係に陥っており、正統な規範とされる「公式規範」の社会的な威信を「タラシケヴィチ規範」が脅かす構造になっていることを説明している。

第5章では、普及計画に関わる問題として、教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐる問題を中心に論じる。ベラルーシでは、独立以降、ベラルーシ語が普通教育から高等教育まで必修言語とされ、国民はベラルーシ語により教育を受ける権利を保障されている。しかし、実際にベラルーシ語によって教育を受ける生徒・児童は、1990年代前半に一時的に増加したものの、1995年のロシア語の国家語化以降は一転して減少している。著者が独自にベラルーシの若者世代に実施したアンケート調査により、回答者の多くが次世代にベラルーシ語の運用能力の獲得を望んでいる一方で、子どもにベラルーシ語で教育を受けさせようと考えたり、子どもと実際にベラルーシ語を用いて話そうと考えている者は少なく、自身が進んでベラルーシ語の継承に関わろうとする意志は強くないということを明らかにしている。

終章では、各章での議論をまとめ、5つの研究課題を総括した上で、国家主導によるベラルーシ語の普及の限界を指摘し、今後の研究の課題と展望について言及している。

審査の要旨

1 批評

ロシアを除く旧ソ連地域において、ソ連邦解体を契機として生まれた社会言語学的な大きな変化の1つは、脱ロシア語化とそれに伴う基幹民族語の復権である。その中で現在ベラルーシだけがロシア語優位社会を維持し、基幹民族語のベラルーシ語がユネスコによって危機言語に認定されるという特異な言語状況にある。本論文は、その言語状況について言語政策などの観点から構造的な解明を試みたものである。

本論文の優れた点は、基幹民族語である標準ベラルーシ語が独立後のベラルーシ社会に普及・浸透していかない現状について、先行研究とは異なる視点から、すなわち、言語政策における地位計画、実体計画、普及計画という3つの観点から精緻な整理と考察を行い、国家主導によるベラルーシ語の普及を妨げる複雑かつ多様な要因とそれらの構造的関係性を明らかにし、その帰結である国家主導のベラルーシ語普及の限界を指摘したことである。具体的には、次の点が評価に価する。地位計画では、ソ連時代と独立後の憲法及び言語法の変遷を時系列に整理しながら、全ての条文・条項を検討・分析し、ベラルーシ語の国家語としての法的地位と実質的地位の乖離の原因を究明したこと。実体計画では、ベラルーシ語の標準語化過程で生じた、競合・対立する2つの文法規範である「公的規範」と「タラシケヴィチ規範」の関係性について詳述したこと。また現在ベラルーシ国内で唯一法的に認められている「公的規範」の存在が、国内外に一定の支持者と社会的権威を持つ「タラシケヴィチ規範」によって脅かされていることを指摘したこと。さらにこれらの2つの規範の正書法や文法規則上の相違点を体系的に明示したこと。普及計画では、現在ベラルーシ語が初等・中等教育から高等教育段階まで必修言語になっている状況下でロシア語が教授言語になるケースが大多数である理由として、教育段階が上位に進むほどベラルーシ語による教育体制が未整備であることなどを挙げて、ベラルーシ国民（親）の多くが「(子どもが)ベラルーシ語による教育を受ける権利」の行使を望んでいないことを統計資料の分析と独自のアンケート調査の結果から説明したこと。

このように言語政策の研究手法や視点を全面的に取り入れた、ベラルーシ共和国のベラルーシ語を取り巻く言語状況・言語政策に関する総合的な研究は国内外においてなく、その意味で本論文は学術的に価値の高い独創的な研究であると評価できる。

だが、本論文に問題点がないわけではない。例えば、トラシャンカ（ベラルーシ語とロシア語の混成語）の実態については、深い掘り下げがなされておらず、議論としては不十分である。トラシャンカの本質に迫るためには、今日のベラルーシ農村部でのトラシャンカの使用実態とその言語的特徴、家庭でのトラシャンカの使用実態とその特徴の解明を目的とするフィールドワークを行い、そこで収集した音声言語資料や聞き取り調査資料に基づく考察と記述が必要不可欠である。こうした問題点については、著者自身も十分に自覚しており、これからの発展的な研究を通じて解決していくものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。

2 最終試験

平成29年10月27日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。